

## 令和4年度産業教育実習助手資質向上事業 実施要項

### 1 目的

本事業は、高等学校の産業教育に関する教科・科目を担当する実習助手に対して、職務に必要な最新の知識・技術を習得させ、資質の向上を図ることを目的としている。

### 2 主催 独立行政法人教職員支援機構

### 3 共催 文部科学省、教育関係団体・大学等（[別添2]のとおり）

### 4 期間、会場、定員、教科、研修内容等

[別添2]のとおり

### 5 受講者

#### (1) 受講資格

高等学校等（特別支援学校の高等部を含む）の当該教科・科目を担当する実習助手で、実習助手として3年以上勤務し、勤務成績の良好な者とする。

#### (2) 推薦人数

受講定員は、[別添2]のとおりとする。ただし、定員を超える推薦があった場合でも受講が可能な場合があるので、積極的な推薦を行うよう努めること。

#### (3) 推薦手続

推薦期限は、令和4年6月22日（水）とする。

各都道府県・指定都市教育委員会においては推薦者を取りまとめ、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修情報登録システム」により推薦を行う。

私立学校においては、都道府県知事部局に連絡し、都道府県知事部局が、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

国公立大学法人については、担当部局が取りまとめの上、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

#### (4) 受講者の決定

各都道府県、指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。大幅に定員を超過する場合は、受講者数を調整する場合がある。

### 6 経費

本研修に係る経費については、受講者一人当たり[別添2]に定める「受講費限度額」の範囲内において派遣者または受講者が負担するものとする。

「受講費」の支払額及び支払い方法については、受講者の決定通知後（例年、研修実施後、約2～3か月目処）、教職員支援機構より別途通知する。

※詳細は、[様式1]「推薦名簿」の「記入上の注意」(注7)を参照のこと。

## 7 その他

研修を修了した場合には、高等学校教諭一種免許状（農業実習）を取得するために必要な単位を修得できる。（開催大学が開設する免許法認定講習として認定される予定）

なお、詳細については、受講者決定時に別途通知する。